

※2020年7月20日に行った改善命令に関する事項は、改善が図られていることを確認済みです。(2021年1月22日時点)

以下は、2020年7月20日付けの発表資料です。

(参考)社会福祉法人ライトに対する改善命令について

愛知県は、本県が所管する社会福祉法人ライト(以下「ライト」という。)において、理事長の実質的不在など不適正な法人運営が認められたため、ライトに対して2019年10月11日付けで、社会福祉法第56条第4項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるよう「勧告」をしました。

さらに、期限までに改善が図られなかったとして、同年12月18日に同条第5項に基づく「勧告の公表」を行うなど指導を続けてきました。(12月18日発表済み。)

しかしながら、下記のとおり、依然として改善が図られない事項があることから、本日、同条第6項の規定に基づき必要な措置を執るよう「改善命令」(行政処分)を行いました。

記

1 対象となる法人の名称等

法人名	社会福祉法人ライト
設立認可年月日	1974年2月1日
所在地	岡崎市渡町字大棚1番地6
電話番号	0564-83-5243
代表者	理事長 白山 智也(しらやま ともや)
主な実施事業	特別養護老人ホームの経営 保育所の経営 (運営施設は【参考】のとおり)

2 改善命令に至った背景について

- 2019年12月18日の勧告の公表以降も、未改善の勧告事項の是正を再三求めてきたが、改善が図られたのは「理事長の変更登記の完了」のみで、「役員、評議員の欠員の補充」、「法令及び定款に定められた2018年度決算に係る決算手続きの完了」については、未だ図られていないこと。
- 法人からも現時点で明確な方針、対応案が示されていない状態であること。

3 勧告事項に対する改善状況(2020年7月16日時点)

勧告事項	改善状況

勧告事項	改善状況	
理事長の選定について	2019年12月15日開催の理事会で決議し、2020年1月9日登記完了	選定済
理事の選任について	2019年11月16日開催の評議員会において、4人が選任(再任)されたが、定款で定めた員数の選任ができていない。 【欠員3人】 ※選任後1人辞任したため欠員は3人	一部未選任
監事の選任について	定款で定めた員数の選任(再任)ができていない。 【欠員2人】	未選任
評議員の選任について	定款で定めた員数の選任ができていない。 【欠員5人】	未選任
議事録の作成について	2018年度、2019年度の議事録が作成され、提出された。	提出
決算手続きについて	2018年度決算について、法令及び定款に定められた決算手続きが完了しておらず、愛知県知事への計算書類等及び財産目録等の提出がされていない。	未提出
経営について	2020年3月までの予算書(資金収支計算書)が提出された。	提出

4 改善命令について

(1) 命令年月日

2020年7月20日 月曜日

(2) 命令する事項

ア 理事の選任について

法令に従い、適切な選任手続きを行い、定款で定めた員数(6人)の理事を選任すること。

イ 監事の選任について

監事の任期が満了となっているので、法令に従い、適切な選任手続きを行い、定款で定めた員数(2人)の監事を選任すること。

ウ 評議員の選任について

法令に従い、適切な選任手続きを行い、定款で定めた員数(7人)の評議員を選任すること。

エ 決算手続きについて

2018年度決算について、決算手続きを法令及び定款の定めに従い適正に行い、計算書類等(計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告)及び財産目録等(財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類、事業の概要その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類)を愛知県知事に提出すること。

(3) 改善期限

2020年8月24日 月曜日

5 今後の県の対応

改善命令に対する改善が不十分であった点等について、今後も法人所轄庁として適切な対応を求めて指導していく。

参考

- ライトが運営している施設

施設等名称	所在地	施設所管庁	施設の現状
特別養護老人ホームえん	静岡市清水区三保16番地の1	静岡市	休止状態
特別養護老人ホームゆめ	静岡市葵区羽島本町20番98号	静岡市	休止状態
地域密着型特別養護老人ホームひかり	静岡市葵区羽島七丁目14番72号	静岡市	休止状態
地域密着型特別養護老人ホームあい	岡崎市渡町字大瀬1番地6	岡崎市	運営中
美里(みさと)さつき保育園	津市美里町五百野1617番地1	三重県	運営中
在宅複合型施設瑞晃苑(ずいこうえん)	津市美里町五百野1617番地2	三重県	休止状態

○ 関係法令

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) 抜粋

(監督)

第56条

4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置(役員了解職を除く。)をとるべき旨を勧告することができる。

5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

6 所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。

このページに関する問合せ先

[福祉総務課監査指導室](#)

法人監査グループ

〒4608501 名古屋市中区三の丸3-1-2 Tel:052-954-6260 Fax:052-954-6946

[メールでの問合せはこちら](#)

[一つ前のページに戻る](#)

[このページのトップへ](#)

[このホームページについて](#)

[個人情報の取扱い](#)

[免責事項・リンク](#)

[RSS配信](#)

愛知県

県庁住所: 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (県庁舎へのアクセスはこちら)

代表電話: 052-961-2111 (県機関の連絡先はこちら)

開庁時間: 午前8時45分～午後5時30分(土日祝日・12月29日～1月3日を除く)※開庁時間の異なる組織、施設があります。

法人番号: 1000020230006